

約款変更のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件でございますが、各共済における公平性・健全性の保持を図るため、また契約者様のニーズに応じて効率的な契約手続きを可能とするため、弊組合では令和5年10月1日始期分より約款改定を実施します。下記に変更事項の概要をご説明申し上げますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1.各種生命傷害共済商品の普通共済約款の変更

① 共済金受取人

個人契約の場合の共済金受取順位を明確にし、共済金受取人関連事項をまとめました。

② 後遺障害の認定について

現行約款では、事故の発生から180日以内に後遺障害状態となったときとなっておりますが、181日目に被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定するようにしました。

③ 入院共済金、往診共済金、通院共済金の重複

1日の支払いにおいて、入院共済金、往診共済金、通院共済金は重複して支払わないことを明確にしました。

④ 後遺障害の加重について

すでに後遺障害のある被共済者が同一部位について後遺障害を加重した場合の共済金算出について計算式により支払共済金額を明確にしました。

	①共済金受取人	②後遺障害の認定	③入院共済金、往診共済金、通院共済金の重複	④後遺障害の加重
あんしんセット共済	第1条・第16条	第4条	第2条	第5条
生命傷害共済新セット特約 (3000型)	第1条・第16条	第4条	第2条	第5条
ふれあい共済タイプⅠ型	第1条・第16条	第4条	第2条	第5条
ふれあい共済タイプⅡ型	第1条・第16条	第4条	第2条	第5条
すこやか共済(ワイド)	第1条・第16条	第4条	第2条	第5条
生命傷害共済	第1条・第16条	第2条	医療共済金給付特約 第4条	第5条
パールシニア共済 ふれあい共済タイプⅢ型	第1条・第19条	—	—	—

約款の変更について概要をご説明申し上げますが、詳細につきましては約款をお読みいただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点につきましてはお手数ではございますが、取り扱い代理所または当組合までお問合せください。